

自然環境保全地域等選定要領（昭和 49 年 6 月 10 日）

原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域は次の要件を具備するものにつき選定するものとする。

〔 1 〕 原生自然環境保全地域

第一要件 対象となる自然環境

わが国の亜熱帯多雨林帯、暖帯照葉樹林帯、温帯落葉広葉樹林帯及び亜寒帯針葉樹林帯の各森林帯に残る原生の自然状態を維持している地域のうち、当該自然環境を保全することが、特に必要なものであること。なお、選定にあたっては全国的に保全地域が散在するよう配慮すること。

第二要件 自然度

極相、あるいは、それに近い種組成をもった森林、草原、湿原等の植生及び野生動物等の生物共同体が、現に多数の登山利用等、人の活動によって影響を受けることなく（かつて人の活動をうけた跡があっても、現在自然の遷移により復元している場合も含む。）自然度が高い状態を維持していること。（別表 - 自然度の判定）

第三要件 面積及び形態

生態系として動的な平衡状態を維持するため一〇〇〇ヘクタール以上の面積が確保されること。ただし、その周囲が海面に接している区域については、三〇〇ヘクタール以上であること。区域はまとまりのある一団地の形態が取れること。

第四要件 周辺の自然環境

当該地域の原生の状態を将来にわたり維持するため、周辺は自然性の高い地域であること。

第五要件 土地所有

国または地方公共団体の所有する土地であり、自然環境の厳正な保全に適していること。

第六要件 産業利用

過去において恒常的な森林伐採等の産業利用が行われたことのないこと。

〔 2 〕 自然環境保全地域

第一要件 対象となる自然環境

わが国のすぐれた自然環境のうち、法第二十二条第一項各号のいずれかに該当するもののうち、自然的社会的諸条件からみてその区域における自然環境を保全することが特に必要なものであって、次の要件に合致する地域であること。なお、選定にあたっては、全国的に地方的に保全地域が散在するよう配慮するとともに、住民の農林漁業等の生業の安定及び福祉の向上に配慮すること。

1 高山性植生又は亜高山性植生

高山性植生については、高山帯に生育する高山性低木群落、雪田植物群落、高茎草原、風衝草原、高山荒原植物群落等の植生、また、亜高山性植生については、亜高山帯に生育する亜高山帯樹林等の植生のうちから、典型的な一以上

の群落を示す区域が相当部分を占めていること。

2 すぐれた天然林

人工林以外の人為の影響の少ない森林であって、別表に掲げるすぐれた天然林の要件に該当するものであること。

3 地形、地質、自然現象

特異な地形、地質、自然現象の存する土地の区域及び当該地形、地質自然現象の影響下にある生態系が維持されているなど一体となって自然環境を形成している周辺の区域であること。

4 海岸、湖沼、河川、湿原

人為の影響の少ない地域であって、海岸にあつては、砂丘植生、断崖植生、塩沼植生、海鳥生息地等海岸特有の生態系を維持している区域、湖沼、河川にあつては、挺水植物、浮葉植物、沈水植物、浮水植物及び湖岸、河岸等の植生、並びに水鳥、魚類等の生息地等湖沼、河川特有の生態系を維持している区域、湿原にあつては、高層湿原、中間湿原、低層湿原等湿原特有の生態系を維持している区域であること。

5 海域

人為の影響の少ない海域であつて、海底地形に特色があり、熱帯魚、さんご、海そう、その他、これらに類する海中動植物が豊富であり、海水が清澄であること。

6 植物の自生地

特異性、希少性、固有性の価値を有する特定の野生植物が比較的密度高く分布する区域であること。

7 野生動物の生息地

特異性、希少性、固有性の価値を有する特定の野生植物が生息し、又は、繁殖する区域であること。

8 人工林

樹齡が一〇〇年以上であつて、学術的に価値が高く、かつ林業生産を目的としない人工林の区域であること。

第二要件 自然度

自然度が比較的高い状態を維持していること。ただし、地形地質、自然現象、植物の自生地、野生動物の生息地にあつては、当該保全対象物の特異性、希少性、固有性の価値より判断し、地域を選定するものとする。(別表 - 自然度の判定)

第三要件 面積及び形態

当該地域の保全要件を維持するため、政令に規定する面積が確保されること。区域はまとまりのある一団地の形態が取れること。

(別表)

自然度による原生自然環境保全地域、自然環境保全地域等の判定
原則として次のような自然度の区分に従って地域指定を行なうものとする。

地域	指定要件	自然度(植生自然度)
原生自然環境 保全地域		9、10で人為の加わっていないもの
自然環境保全 地域	高山性・亜高 山性植生	9、10
	すぐれた天然 林	(1) 9、10で極相又は極相状態に近づきつつあるもの (2) 7、8、9、10で自然的条件により特異な分布となつているもの、又は、典型的な遷移途上形態を示しているもの等学術的に貴重なもの
	人工林	6で樹令100年以上のもの
	その他	保全対象物の特異性、稀少性、固有性の観点より指定するものとするが、環境条件としては、原則として自然度4～10の地域を対象とする。

(注)

(1) 植生自然度の定義

人間による陸域の物理的破壊状況を把握するため、植物群落の種組成より判断して、その程度の区分を行つたもの

(2) 植生自然度の区分

自然度10 - 高山ハイデ、風衝草原、自然草原等、自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区

自然度9 - エゾマツ・トドマツ群集、ブナ群集等、自然植生のうち多層の植物社会を形成する地区

自然度8 - ブナ・ミズナラ、萌芽林、シラカシ萌芽林等、代償植生であつても、特に自然植生に近い地区

自然度7 - クリ・ミズナラ群落、クヌギ・コナラ群集等、一般には二次林と呼ばれる代償植生地区

自然度6 - 常緑針葉樹、落葉針葉樹、外国産針葉樹、常緑広葉樹等の植林地

自然度5 - ササ群落、ススキ群落等の背丈の高い草原

自然度4 - シバ群落等の背丈の低い草原

自然度3 - 果樹園、桑園、茶畑、苗圃等の樹園地

自然度2 - 畑地、水田等の耕作地、緑の多い住宅地

自然度1 - 市街地、造成地等、植生の殆んど残存しない地区

自然公園選定要領（昭和 27 年 9 月）（抜粋）

自然公園は傑出した自然の風景地中、左の要件を具備するものにつき選定するものとする。

第 1 要件 景 観

- 1 国 立 公 園 同一の風景型式中我が国の風景を代表すると共に、世界的にも誇り得る傑出した自然の風景であること。
- 2 国 定 公 園 国立公園の景観に準ずる傑出した自然の大風景であること。
- 3 都道府県立公園 都道府県の風景を代表する傑出した自然の風景であること。

「注」第 1 要件の判定

（昭和 46 年 12 月改正、昭和 47 年 1 月 13 日付け環自計第 2 号各都道府県主管部長あて環境庁自然環境局計画課長通知）

- (1) 自然風景地を景観の特徴により夫々の風景型式に分類し、その型式が支配する景観区を決定する。
- (2) 評価の対象となる景観要素
 - ア 陸上景観については、地形地質、地被、自然現象、野生動物、文化景観等の景観価値を評価する。
 - イ 海中景観については、海中動植物、海中地形等の景観価値を評価する。
- (3) 評価の条件

ア 国立公園

景観の規模 広大な地域で景観が雄大性に富み、その面積は原則として約 30,000 ヘクタール以上を基準とすること。ただし海岸を主とする公園にあっては、原則として面積約 10,000 ヘクタール以上を基準とすること。

自 然 性 原則として面積 2,000 ヘクタール以上を基準とする原始的な景観核心地域を有し、1 ないし数個の生態系が人間の開発や占有によって著しく変えられていないこと、あるいは動植物の種や地形地質及び動植物の生地に特別な科学的、教育的、レクリエーション的重要さのあること、あるいは自然景観に偉大な美しさがあること。海岸を主とする公園にあっては核心地域の海岸線の延長が原則として 20 キロ以上あること。

変 化 度 2 以上の景観要素から構成され、景観が変化に富んでいること。

イ 国定公園

景観の規模 比較的広大な地域で、その面積は原則として約 10,000 ヘクタール以上を基準とすること。海岸を主とする公園にあっては、原則として面積約 3,000 ヘクタール以上を基準とすること。

自然性 原則として面積 1,000 ヘクタール以上を基準とする原始的な景観核心地域を有し、その生態系が良好な自然状態を保持していること。海岸を主とする公園にあっては核心地域の海岸線の延長が原則として 10 キロ以上あること。

第2要件 土地

自然公園候補地域内の特別地域予定地の大部分が国有又は公有であるか、保安林その他で景観の保護に適していること。

社寺有地、私有地を含有する場合には、土地の所有その他の関係者が特別地域の設定に協力的であること。

第3要件 産業

自然公園候補地の特別地域予定地については水力電気、鉱業、農業、林業、牧畜、水産等各種産業開発による景観破壊の虞が少ないこと。

第4要件 利用

自然公園候補地への到達の利便又はその収容力、利用の多様性若しくは特殊性よりみて多人数の利用に適していること。

第5要件 配置

- 1 国立公園 前記第1乃至第4の要件を具備するものについては配置を考慮しないこと。
- 2 国定公園 前記第1乃至第4の要件を具備するものにつき利用の利便を考慮して全国的に配置の適正を図ること。
- 3 都道府県立公園 前記第1乃至第4の要件を具備するものにつき利用の利便を考慮して都道府県内の配置の適正を図ること。

第6要件 自然公園候補地区域の決定

自然公園候補地の区域は、原則として一つの景観区の区域によるものとし、二つ以上の景観区が近接し、且つ、利用上緊密な一連の関係が存し、更に両者の評価が近似する場合には二つ以上の景観区を併せて一つの自然公園の区域とする。

自然公園候補地の区域は、特別地域予定地のほかに自然公園の保護利用上必要最小限の地域を加えたものとする。

国立公園の公園計画作成要領（昭和27年9月）（抜粋）

第1 公園計画の目的

公園計画は、国立公園（以下「公園」という。）の風致景観を維持するための方針を明らかにし、併せて公園として利用上必要な施設の整備の方針を示すことにより、公園の適正な運営を行うための基本的な指針とすることを目的とする。

第4 計画事項

基本方針

公園計画においては、公園の景観型式及びその特性を踏まえ、特別保護地区、特別地域（第1種、第2種及び第3種）及び海中公園地区の区分方針並びに保護のための施設の整備方針を明かにするとともに、公園の利用の現況及び特性を踏まえ、公園の風致景観の特性に対応した適正な利用が行われるよう、利用のための施設の整備方針及び規制方針を明らかにする。

保護計画

1. 保護規制計画

保護規制計画は、一定の公用制限のもとで風致景観の維持を図るため、その特性に応じ公園の区域を区分するものとする。

(1) 特別地域

ア 選定要件

特別地域は、優れた風致景観を有する地域（海面（最低低潮時における汀線より海側をいう。）を除く。）であって、次に掲げるもののうちから選定するものとする。

(ア) 優れた自然の状態を維持する必要がある地域

(イ) 利用上重要な土地及びその周辺地で、適正な環境を保全する必要がある地域

(ロ) 社寺、史跡、霊場、伝説地、伝統的又は風土的建築様式をそなえた集落地等の文化景観が、周囲の自然と相まって特徴ある景観を呈している地域

(ハ) 自然景観の育成が必要であり、かつ、復元の見込みのある地域

(ニ) (ア)から(ハ)までに掲げるもののほか、特定の風致景観を維持する必要がある地域

イ 特別地域の区分

特別地域は、特別保護地区及びその他の特別地域（第1種、第2種及び第3種）に区分するものとする。この区分は、風致景観の特質に基づき行うものとし、その区分に当たっては、他の法益との調整を図る等適切な保護管理が行われるように留意するものとする。

(ア) 特別保護地区

特別保護地区は、特別地域内で特に嚴重に景観の維持を図る必要がある地区であって、次に掲げるもののうちから選定するものとする。

- a 特定の自然景観が原生的な状態を保持している地域
- b 高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原等人為の影響を受けやすい地域
- c 植物の自生地又は野生動物の生息地若しくは繁殖地として重要な地域
- d 地形、地質が特異である地域又は特異な自然現象が生じている地域
- e 優れた天然林の地域
- f 樹令が特に高く、かつ学術的価値を有する人工林の地域

(2) 海中公園地区

海中公園地区は、海面の区域中海中景観の保護及び利用を図る地区で、次に掲げる要件を備えているもののうちから選定するものとする。なお選定に当たっては、海中及び陸上の景観の保護及び総合的利用が一体的に図られるよう留意するものとする。

- ア 海底地形に特色があり、海中動植物が豊富であること。
- イ 海水が清澄であり、河川等により汚濁されるおそれが少ないこと。
- ウ 水深はおおむね 20 メートル以浅を標準とすること。
- エ 潮流及び波浪があまり激しくないこと。
- オ 周辺の陸域の自然の保護が十分図られること。
- カ 休憩所、駐車場、係留施設、博物展示施設等の陸上関連施設を設けることができる土地が周辺にあること。

(3) 普通地域

普通地域は、公園区域のうち特別地域及び海中公園地区以外の区域をいい、例えば次のような地域がこれに該当する。

- ア 地形、地貌、その他自然景観上特別地域と一体をなす地域内の集落地、農耕地、森林等であって、景観の維持を図る必要性は特別地域ほど高くはないが、風景の保護を図る必要がある地域
- イ 特別地域の保護又は利用上必要な地域

希少野生動植物種保存基本方針（平成4年12月11日）（抜粋）

第4 国内希少野生動植物種の個体の生息地又は生育地の保護に関する基本的な事項
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存の基本は、その生息地等における個体群の安定した存続を保証することである。このような見地から、国内希少野生動植物種の保存のためその個体の生息・生育環境の保全を図る必要があると認めるときは、生息地等保護区を指定する。

1 生息地等保護区の指定方針

(1) 生息地等保護区の指定の方法

生息地等保護区は、国内希少野生動植物種の個々の種ごとに指定する。

(2) 生息地等保護区として指定する生息地等の選定方針

複数の生息地等が存在する場合は、個体数、個体数密度、個体群としての健全性等からみてその種の個体が良好に生息又は生育している場所、植生、水質、餌条件等からみてその種の個体の生息・生育環境が良好に維持されている場所及び生息地等としての規模が大きな場所について総合的に検討し、生息地等保護区として優先的に指定すべき生息地等を選定する。生息地等が広域的に分散している種にあっては、主な分布域ごとに主要な生息地等を生息地等保護区に指定するよう努めるものとする。

(3) 生息地等保護区の区域の範囲

生息地等保護区の区域は、生息地等保護区の指定に係る種（以下「指定種」という。）の個体の生息地等及び当該生息地等に隣接する区域であって、そこでの各種行為により当該生息地等の個体の生息又は生育に支障が生じることを防止するために一体的に保護を図るべき区域とする。なお、個体の生息地等の区域は、現にその種の個体が生息又は生育している区域とするが、鳥類等行動圏が広い動物の場合は、営巣地、重要な採餌地等その種の個体の生息にとって重要な役割を果たしている区域及びその周辺の個体数密度又は個体が観察される頻度が相対的に高い区域とする。

2 管理地区の指定方針

(1) 管理地区の指定に当たっての基本的な考え方

管理地区については、生息地等保護区の中で、営巣地、産卵地、重要な採餌地等その種の個体の生息又は生育にとって特に重要な区域を指定する。

(2) 管理地区において適用される各種の規制に係る区域等の指定の基本的考え方

ア 法第37条第4項第7号の環境大臣が指定する野生動植物の種については、食草など指定種の個体の生息又は生育にとって特に必要な野生動植物の種を指定する。

イ 法第37条第4項第8号の環境大臣が指定する湖沼又は湿原については、新たな汚水又は廃水の流入により、指定種の個体の生息又は生育に支障が生じるお

それがある湖沼又は湿原を指定する。

ウ 法第 37 条第 4 項第 9 号の環境大臣が指定する区域については、車馬若しくは動力船の使用又は航空機の着陸により、指定種の個体が損傷を受けるなど現に指定種の個体の生息若しくは生育に支障が生じている区域又はそのおそれがある区域を指定する。

エ 法第 37 条第 4 項第 10 号から第 14 号までの行為を規制する区域として環境大臣が指定する区域については、これらの行為により、現に指定種の個体の生息若しくは生育に支障が生じている区域又はそのおそれがある区域を指定し、その区域ごとに環境大臣が指定する期間については、これらの行為による指定種の個体の生息又は生育への影響を防止するために繁殖期間など必要最少限の期間を指定する。

オ 法第 37 条第 4 項第 11 号の環境大臣が指定する種については、現に指定種の個体を捕食し、餌、生息・生育の場所を奪うことにより圧迫し、若しくは指定種との交雑を進行させている種又はそれらのおそれがある種を指定する。

カ 法第 37 条第 4 項第 12 号の環境大臣が指定する物質については、現に指定種の個体に直接危害を及ぼし、若しくはその個体の生息・生育環境を悪化させている物質又はそれらのおそれがある物質を指定する。

キ 法第 37 条第 4 項第 14 号の環境大臣が定める方法については、生息・生育環境をかく乱し、繁殖・育すう行動を妨害する等現に指定種の個体の生息若しくは生育に支障を及ぼしている方法又はそのおそれがある方法を定める。

(3) 立入制限地区の指定方針

立入制限地区については、管理地区の区域のうち、指定種の個体の生息・生育環境を維持する上で、人の立入りを制限することが不可欠な区域を指定する。なお、立入りを制限する期間は、指定種の個体の繁殖期間など必要最少限の期間とする。

3 生息地等保護区及び管理地区の区域の保護に関する指針

生息地等保護区及び管理地区の区域の保護に関する指針においては、指定種の個体の生息又は生育のために確保すべき条件とその維持のための環境管理の指針などを明らかにするものとする。

4 生息地等保護区等の指定に当たって留意すべき事項

生息地等保護区、管理地区及び立入制限地区等の指定に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、農林水産業を営む者等住民の生活の安定及び福祉の維持向上に配慮し、地域の理解と協力が得られるよう適切に対処するものとする。また、国土の保全その他の公益との調整を図りつつ、その指定を行うものとする。この際、土地利用に関する計画との適合及び国土開発に係る諸計画との調整を図りつつ、指定を行うことに留意するものとする。